

別 表

(1) 会員会費 (第 22 条関係)

区 分	会 費	参 考
		中途入会者
開 業 者 会 員 ①	6,000	1ヶ月あたり 500
非開業者会員 ②	3,600	〃 300

(注) 1 年の途中に入会した者の会費は、入会の日から、翌年 3 月迄の月割額によって計算した金額とする。

(2) 賛助会員会費 (第 22 条関係)

年 額 10,000 円

但し、10 月以降の入会者は、入会の年度に限り 5,000 円とする。